

財務定期監査結果報告

〔事業所等〕

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	白 井 洋 二
同	大 澤 和 士

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成18年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

保健福祉局の事業所及び教育委員会の学校等における主として平成17年度執行の収入、支出及び財産管理事務等について監査を行った。

保 健 福 祉 局	教 育 委 員 会	
1 柏寿園	1 摩耶兵庫高等学校	12 丸山小学校
2 ケアハウス松寿園	2 楠高等学校	13 池田小学校
3 子育て支援センター	3 小部中学校	14 妙法寺小学校
子供の家	4 高取台中学校	15 東落合小学校
4 若葉学園	5 飛松中学校	16 乙木小学校
5 瀬戸保育所	6 歌敷山中学校	17 多聞南小学校
6 北青木保育所	7 本多聞中学校	18 下畑台小学校
7 御崎保育所	8 平野中学校	19 木津小学校
8 運南保育所	9 太山寺中学校	20 すずかぜ幼稚園
9 明泉寺保育所	10 箕谷小学校	21 太山寺幼稚園
10 禅昌寺保育所	11 君影小学校	22 木津幼稚園

2 監査の期間

平成18年4月3日～平成18年8月7日

3 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 主な監査項目

(1) 収入に関する事務

- ア 調定事務
- イ 納入通知事務
- ウ 収納事務
- エ 滞納整理事務

(2) 支出に関する事務

- ア 支出決議事務
- イ 履行確認事務
- ウ 前渡金の管理、精算事務

(3) 財産管理に関する事務

- ア 行政財産の目的外使用許可事務
- イ 物品の取得、管理及び処分事務

(4) (1)～(3)に係る帳簿類の整備、記帳に関する事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 収入に関する事務

① 軽費老人ホーム使用料の算定を適正に行うべきもの

ア 軽費老人ホーム使用料は、入所者から提出される収入申告書をもとに、神戸市老人福祉施設条例施行規則で定められた対象収入額の階層区分を確認して決定される。

この使用料の決定について、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

- (ア) 市民税及び所得税を基礎に階層を認定する「税額認定方式」が適用される入所者について、税未申告の者を自動的に市民税非課税階層に認定している事例 (柏寿園)
税額確認のための書類の提出を求めるなど、適切な方法で認定すべきである。

- (イ) 収入額を基礎に階層を認定する「収入認定方式」が適用される入所者について、以下のような事例が見受けられた。

- ㊦ 収入額から必要経費として控除した社会保険料額について、支払額を確認する書類が添付されていない事例 (柏寿園)
㊧ 必要経費となる租税支払額について、収入申告書と添付書類である確定申告書の金額と一致しない事例 (ケアハウス松寿園)
㊨ 収入申告書の記載内容と、その内容を確認する預金通帳の写しの内容とが一致しない事例 (ケアハウス松寿園)

収入申告書には必要な書類を添付させるとともに、収入申告書と添付書類の内容の確認を確実に行うべきである。

- イ 神戸市老人福祉施設条例施行規則によれば、軽費老人ホーム使用料のうちの事務費負担額は、夫婦が同じ施設に入所しており、収入額が一定以下の場合には、減額措置をとることとされているが、夫婦が個々に個室を利用する場合について、規則の適用を誤って減額措置がとられていない事例が見受けられた。 (ケアハウス松寿園)

適正な減額措置を行うべきである。

② 時間延長型保育サービス利用料を適正に徴収すべきもの

保育所において、午前7時から7時30分、午後6時から7時に保育サービスを受ける場合は、保育料の階層区分に応じて時間延長型保育サービス利用料を負担するものとされているが、階層区分の適用を誤って、利用料を算定している事例が見受けられた。 (明泉寺保育所)

階層区分の確認を確実に行うべきである。

③ 授業料の収入事務を適正に行うべきもの

学校の窓口で収納した授業料について、領収証書を交付していなかった事例が見受けられた。

(摩耶兵庫高等学校)

現金を収納した際には、確実に領収証書を交付すべきである。

④ 補助金の収納を適正に行うべきもの

高等学校に在籍する入所児童について、平成 17 年度兵庫県私立高等学校生徒授業料軽減補助金の交付決定があったが、当該児童の授業料は、保護者の経済状態からやむを得ないとして公費負担しており、補助金は施設が指定する口座に振り込まれるべきところ、振込予定日（平成 18 年 1 月 10 日）を 3 カ月以上経過した監査日（平成 18 年 4 月 18 日）においても、振込みが確認できなかった。

(若葉学園)

指定口座への振込みの確認を確実にを行い、収納すべきである。

⑤ 委託公衆電話手数料等の収入事務を適正に行うべきもの

施設・学校園に設置している公衆電話の手数料収入等について、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 電話料金の回収、手数料の調定を定期的に行っていない事例

(楠高等学校、歌敷山中学校、乙木小学校、下畑台小学校)

イ 過剰投入金等が専用口座に滞留している事例

(柏寿園、楠高等学校)

(参 考)

施設・学校園に置かれている公衆電話については、施設等が通話料金を回収、専用口座に入金し、NTTが手数料を差し引き、通話料金を口座より引き落とす。施設等は口座に残った手数料及び過剰投入された通話料金を公金収納する。

(2) 支出に関する事務

① 職員旅費の支給を適正に行うべきもの

職員旅費の支給事務において、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 前渡金預金口座に振り込まれた旅費が、長期間口座に滞留したまま支給されていない事例
(明泉寺保育所)

イ 旅費明細書が旅行命令簿と一致していない事例
(本多聞中学校, 乙木小学校, 丸山小学校)

(参 考)

学校園では、旅行命令簿と支出命令書に添付する旅費明細書が別様式になっており、支出の際転記する必要がある。

② 学校園運営費前渡金の管理を適正に行うべきもの

平成 17 年度学校園運営費前渡金は、すでに精算戻入済みであるにもかかわらず、前渡金預金口座に、監査日（平成 18 年 5 月 16 日）現在、767 円の現金が残留していた。（木津幼稚園）

前渡金管理簿は毎月締めることとされているが、その際は預金・現金の残高との照合確認を行うべきである。

③ 学校園運営特別教育活動費・緊急連絡タクシー代の支出を適正に行うべきもの

学校園運営特別教育活動費・緊急連絡タクシー代を、職員が立替えて支払い、長期間精算していない事例が見受けられた。（下畑台小学校）

前渡金は適切な時期に出金し、立替払いは極力避けるべきである。

④ 緊急連絡タクシー代の管理を適正に行うべきもの

緊急連絡タクシー代について、支出決議書の金額を誤って管理簿に記載し、又は記載が漏れている事例があり、誤って記載された管理簿により精算を行ったため戻入額が過少となっている。（東落合小学校）

管理簿の記載は支出決議書に基づき、正確に行うとともに、現金の残高とも照合すべきである。

(3) 財産管理に関する事務

① プリペイドカードの管理を適正に行うべきもの

旅費執行のためのプリペイドカードの管理については、物品管理簿で受入れ、払出しを管理し、使用中はカードごとに使用簿を備え付け、使用後は使用済みカードを添付して精算することとされているが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 管理簿への記載がなく、また使用簿が作成されていない事例 (明泉寺保育所)

イ 管理簿及び使用簿にカード番号が記入されていないため、カードの管理・使用の状況が確認できない事例 (楠高等学校)

② 郵便切手類の在庫が過剰なもの

郵便切手については、使用量に見合った数量を購入すべきであるが、監査日現在必要以上に多量に保有している事例が見受けられた。 (楠高等学校)

適正な数量を購入保管すべきである。

6 意 見

(1) 保育所における現金の管理について

保育所において、保護者から収受した現金は、その日のうちに入金処理することにより安全に保管すべきであるが、入金処理が間に合わなかったものや近日中に支払うものについては、所長等が自宅に持ち帰っている事例が見受けられた。 (子育て支援部)

保育所で盗難事件が多発しており、厳重な金庫等の設備がないため、やむなくこのような措置がとられているところであるが、現金管理の安全性の観点から疑問があり、職員に加重な負担を負わせることにもなる。

時間外における適切な管理方法を指導徹底されたい。

(2) 授業料の収入事務について

未納授業料の収納にあたり、支払義務者から学校名義の郵便局振替口座に払込みを受け、これを出金して出納員名義で払込みを行っていた。 (摩耶兵庫高等学校)

公金の出納保管は、収入役等収納機関の権限であり、一時的にせよ権限のない者が公金を管理することは現行法上適切な事務処理であるとはいえないが、収納事務の効率性や有効性、支払義務者の便宜についても考慮する必要がある。

適切な公金管理と収納の確保について、関係部局とも調整しながら検討されたい。